

2018年度以前の認定案件に SI蓄電池を設置する場合の注意



今月改訂された太陽光発電事業計画策定ガイドラインによって「10kW以上の物件にS I蓄電池を設置する場合、変更認定が必要となり、過去に確定している調達価格であっても、変更した年度の調達価格になる事」となりました。

改訂ガイドライン

<http://ur0.link/SnOB>

価格変更の 例①

2018年度認定の未通電案件に、太陽光とSI蓄電池を設置した場合…
変更認定が必要となり、本年度単価14円 / kWh に下がってしまう

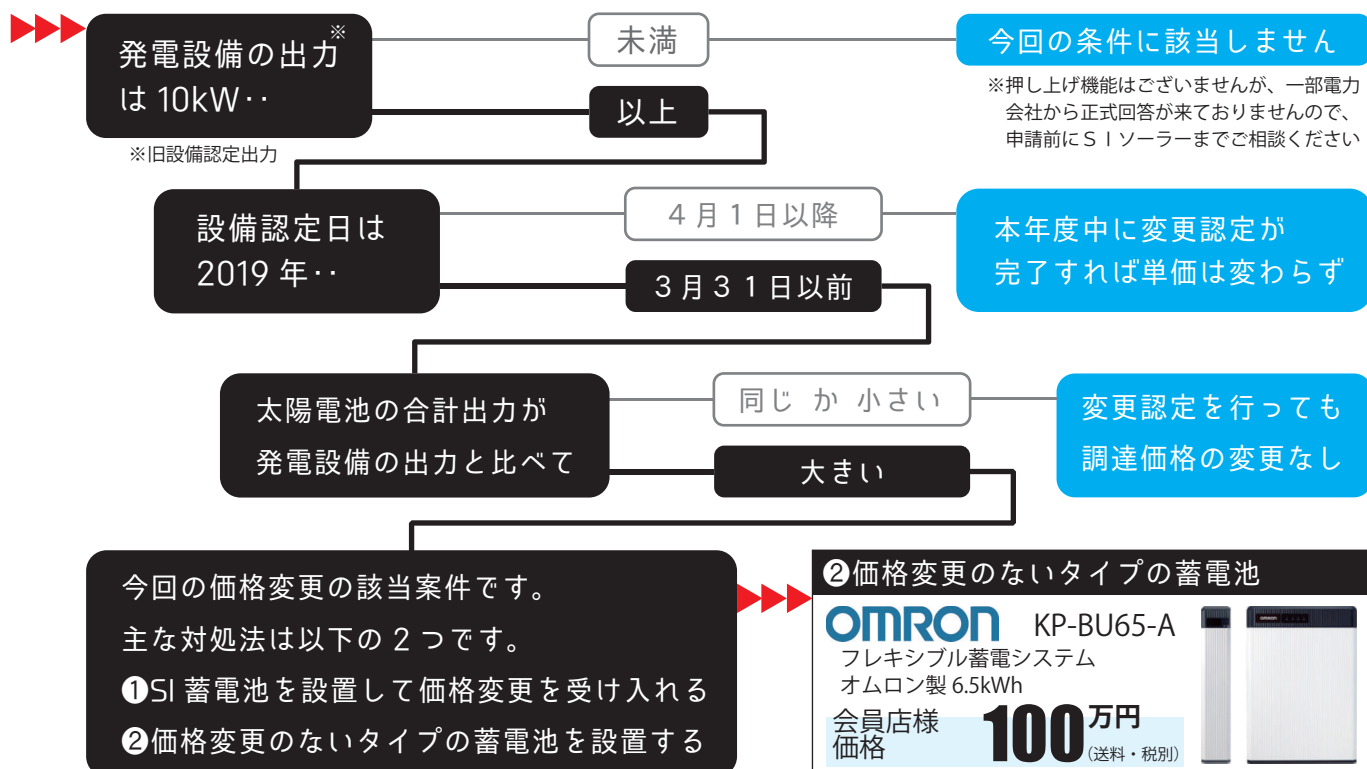
価格変更の 例②

2014年度認定の通電済み案件に、SI蓄電池を追加する場合…
変更認定が必要となり、本年度単価14円 / kWh に下がってしまう

※2例ともに2019年度中に変更認定が下りた場合



フローチャートで該当案件かどうか確認しましょう



次ページに
ガイドライン
解説



ご不明な点は、**direct**の
SIソーラーホットラインか
小木曾までご連絡下さい

9:00 ~ 18:00 (土日祝除く)

03-5642-3733

表3 変更認定時の年度の調達価格が適用されることとなる事業計画の変更

変更内容		以下3つの条件を <u>全て</u> 満たす案件	
		①2015年4月1日から2017年3月31日の間に認定を受けている ②2016年7月31日以前に接続契約を締結している ③運転開始前である	
発電設備の出力の変更 (※1)	出力の増加	変更あり	
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
太陽電池に係る事項の変更	メーカーの変更、種類の変更、変換効率の低下 (※2)	変更あり	変更なし
	合計出力の増加 (3kW以上又は3%以上)又は減少(20%以上) (※3)	変更あり	
自家発電設備等の設置の有無(※4)		変更あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合又は出力が10kW未満の設備の出力増加であって、増加後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

※2 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。

※3 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格の変更なし。

※4 太陽電池の合計出力が発電設備の出力よりも大きい場合かつ、自家発電設備等が蓄電池の場合であって、当該蓄電池をPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。また、当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。

＜注意＞10kW未満の設備で自家発電設備等を新たに併設しダブル発電に変更する場合など、区分等を変更する場合（上記表の発電出力の変更によるものを除く）は、当該案件に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分の調達価格に見直される。

こちらの条件がSI蓄電池に該当します